

議案第 47 号

上越市日本自然学習実践センター条例の廃止について

上越市日本自然学習実践センター条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 28 日提出

上越市長 村 山 秀 幸

上越市日本自然学習実践センター条例を廃止する条例

上越市日本自然学習実践センター条例（平成 16 年上越市条例第 72 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に廃止前の上越市日本自然学習実践センター条例第 8 条の規定により事業報告書を市長に提出しなければならないこととされている者については、同条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。